# 『訓子府町水道事業経営戦略策定』概要版

# 1 策定の趣旨

# 1.1 「経営戦略」策定にあたって

- ①水道・簡易水道事業は、高度経済成長期以降に整備された社会資本が一斉に老朽化・更新時期を迎えつつあります。
- ②人口減少に伴う料金収入の減少や担当職員の減少により経営環境の悪化が懸念されます。
- ③給水収益の減少や老朽化資産の更新費用など様々な財政的な課題に直面しています。
- ⇒水道事業は益々事業運営が難しい状況になり、中長期的な対策が必要となっています。

「経営戦略」は、今後の投資と財政の収支ギャップ解消のために施設統合、広域化及び料金改定等の具体的施策を明確にし、経営の「見える化」を図ることを目的としています。

# 1.2 計画期間

計画期間:2021年(令和3年)から2030年(令和12年)までの10年間とします。

# 2 訓子府町の水道事業

# 2.1 訓子府町水道事業の沿革

訓子府町水道事業は、簡易水道事業として 1954 年 (昭和 29 年) に創設され、1984 年 (昭和 59 年) に柏丘地区、豊坂地区と福野・弥生地区営農用水の区域を加えて一体化を図り上水道事業を創設しました。上水道事業として、2 度の拡張を行ってきましたが、訓子府町行政区域内人口の減少と共に、給水人口の減少により、2018 年 (平成 30 年) に簡易水道事業へ移行し現在に至っています。

# 2.2 給水の現況

訓子府町水道事業の給水状 況は、**表1**に示すとおりです。 昭和 59 年に法適用となってお り、現在に至っています。

# 表 1 給水の状況

供用開始年月日	昭和29年11月30日	計画給水人口	3,500 人
直近認可年月日	平成30年6月29日	計画給水人口	4,920 人

令和2年3月31日現在

法適・非適の区分	法適用	現在給水人口	4,697 人	
	昭和59年8月21日	有収水量密度※	0.061 千㎡/ha	

※有収水量密度(千m³/ha)=有収水量(m³/年)÷給水区域面積(ha)

# 2.3 現行の料金体系

現行の水道料金は、消費税込みで一般用と臨時用の用途に区分した1か月あたりの料金は表2のとおりとなっています。税抜き水道料金は、平成21年度以降改定を行っていません。

### 表 2 料金体系 (税込み)

1か月につき

							1か月につき		
豆八	《基本料金》		≪従量料金≫(1㎡につき)						
区分	口径	料金	$1\sim5\mathrm{m}^3$	$6\sim10\mathrm{m}^3$	11∼30 m³	31∼50 m³	51㎡以上		
	13mm	1,320 円		165 円	187 円	198 円	203. 5 円		
	20mm	1,760 円							
	25mm	2,310 円							
一般用	30mm	2,860 円	143 円						
一规入门	40mm	3,960 円							
	50mm	7,700 円							
	75mm	12,870 円							
	100mm	25,630 円							
臨時用	使用者等が 設置した給 水装置設置	一般用の口径 区分と同額	3.	308 円					
踊时用	町長が臨時 給水を行う 給水装置	2,310 円	1 m³につき	308円					
税率見直し年月日 令和元年10月1日 税込み(10%)									

# 3 水道事業の現状と課題

# 3.1 行政区域内人口と給水人口

訓子府町の行政区域内人口は、将来において行政区域内人口の減少とともに、給水人口も減少することになります。給水人口は2015年(平成27年)には5,017人、2030年(令和12年)には4,230人の見通しであります。

図 1 行政区域内人口及び給水人口



# 3.2 水道施設の老朽化

### (1) 構築物及び設備

構造物及び設備の資産額は15億7千万円。 区分で示す健全度は、図2に示すとおりであり、2021年(令和3年)時点で24%が老朽化 資産(法定耐用年数×1.5超)となっており ます。20年後の2041年(令和23年)には、 老朽化資産は50%を超える状況にあります。

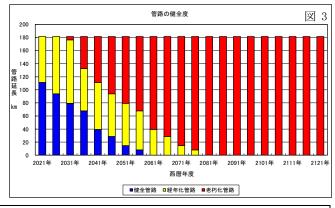
図 2 構造物及び設備の健全度



### (2) 管路施設の老朽化

管路の健全度は、図3のとおりであり、2021年(令和3年)時点で、老朽化資産0%、経年化資産が39%となっております。30年後の2051年(令和33年)には老朽化資産が50%を超える状況にあります。

図 3 管路の健全度



### 3.3 これまでの取り組み

0.0 6100 6074	- У МД V V
施設統合・広域化	簡易水道事業や営農飲雑用水の施設統合を数回にわたり行ってきました。 近隣市町村との研修会において協議を行っているところですが、広域化に
	向けたハード統合等については、地理的な制約や事業規模等から具体的な検 討には至っておりません。
組織編制	平成 19 年 3 月策定の第 4 次訓子府町行政改革大綱に基づき、訓子府町総合計画において、効率的で効果的な行政運営の体制の確立、組織体制の見直
	しや事務事業の効率化に取り組んでいます。 水道事業・下水道事業については、下水道係が建設課から分離して水道課
	に統合され、平成 22 年 4 月 1 日から水道事業と下水道事業を一体的に取り 組む上下水道課となりました。現在、上下水道職員として、管理職、兼務職
	員を含む6名体制となっています。
民間活用	簡易水道施設の保守点検については、浄水場の維持管理を業務委託により 巡回委託を実施しています。更なる民間活用は今後の検討課題となっています。
資産活用	簡易水道事業の水源は、表流水と地下水で賄われています。水源は点在しており、常呂川と訓子府川を挟んだ両側は起伏に富んだ地形にあります。水道に関し余分な土地・施設はありません。 小水力発電は、取水、送水、配水ポンプで揚水しているものも多く地形上、 エネルギー利用についても検討していません。

# 3.4 訓子府町および類似団体との経営状況比較

訓子府町水道事業の経営状況を把握するために、「経営比較分析表」を用いて近隣水道事業体、全国類似および全国平均との比較を行うと以下のとおりです。

近隣水道事業体と経営状況を比較すると表3に示すとおりとなります。ただし、訓子府町、津別町は簡易水道(法適用)で事業規模によりC3に分類され、置戸町は簡易水道(法非適用)でD3に分類されています。

訓子府町は経営の健全性・効率性を表す指標のうち①、②、⑤、⑥、⑦で良好な結果を示しています。

	1.経営の健全性・効率性						2.						
類型 水道事業 簡易水道	( X )	<ul><li>※①経常</li><li>収支比率</li><li>②収益的収</li><li>比率(%)</li></ul>	②累積 欠損金 比率 (%)	③流動	<ul><li>④企業債</li><li>残高対給</li><li>水収益比</li><li>率(%)</li></ul>	⑤料金回 収率 (%)		⑦施設利 用率 (%)	⑧有収率	<ul><li>●有形固</li><li>定資産減</li><li>価償却率</li><li>(%)</li></ul>	<b>②</b> 管路 経年 化率 (%)	<ul><li>③管路更</li><li>新率</li><li>(%)</li></ul>	備考
訓子府町	4,788	122.72	0.00	854.81	480.22	113.26	201.65	71.36	72.93	56.54	33.72	1.24	C3
津別町	4,346	119.65	0.00	1110.93	470.47	93.24	211.81	51.06	57.46	51.68	81.50	1.91	C3
置戸町	2,647	66.69	_		4162.00	49.55	394.25	55.60	50.97	_	_	2.71	D3

表 3 近隣水道事業体との比較

# 4 水道事業の目標

訓子府町は令和2年3月に「訓子府町水道事業アセットマネジメント」および「訓子府町新水道ビジョン」を策定済みであります。経営戦略における水道事業の目標は、「訓子府町新水道ビジョン」との整合を図るものとします。

# 4.1 水道事業の目標

### 【基本方針】

更に、その実現を目指す基本方針については、厚生労働省の「新水道ビジョン」に示された「持続」「安全」「強靭」の3つの基本方針に基づき具体的実現方策を体系化し、目指すべき水道事業の構築に向けた施策の推進を図ります。

# 訓子府町簡易水道事業の基本理念:清浄な水の安定供給と持続的経営 3つの基本方針 持続経営基盤の強化 連携 安全全 安全な水の提供 契害対策の推進

図 4 訓子府町簡易水道事業の理想像

### 5 財政収支の見通し

### 5.1 収支計画のうち投資について

基幹管路である導水管の耐震化、老朽化施設や老朽管の更新、また南西部に位置する豊

坂配水池及び豊坂低区配水池は 50 年余りが経過し老朽化が著しいた め更新する計画です。

# 5.2 収支計画のうち財源について

今後、給水人口の減少と水需要の減少により、料金収入の減少が見込まれます。財源は今後国庫補助金、料金収入及び企業債により収支均衡を図り、経営健全化を目指します。



図 5 収入、支出及び資金残高

<sup>※</sup>①経常収比率は、訓子府町、津別町、②収益的収比率は、置戸町。

なお、2030年(令和12年)までの収支結果は、**図5**のように収入が支出を下回り収支不足になりますが、資金残高を更新費用にかかる財源に活用します。

資金残高は、増える見通しですが、2028年(令和 10年)以降、老朽化施設更新費用及び企業債残高が増えてくる見込みであり、同時に財政計画の見直しが必要になってきます。

# 5.3 投資・財政計画(収支計画)の今後の検討予定の取り組み

- (1) 経営の効率化・健全化の取り組み
  - ① 投資についての検討状況等

144 an an /# In I# a \*	
・施設・設備規模の適	配水池、管路施設の更新時には、給水量減少に伴う配水池容量のダウ
正化(ダウンサイジン	ンサイジング、管路施設は、配管網の見直しと口径のダウンサイジング
グ)	を検討し、更新時に反映させるものとします。
・施設・設備の合理化	今後、より人口減少が進むと予想され、社会情勢の変化を見越し、ダ
(スペックダウン)	ウンサイジングや水源施設を含む施設のスペックダウン等施設や設備の
	合理化を目指します。
• 広域化	現時点では、近隣事業体との広域化は現実的ではありませんが、今後
• / 以 火 化	は多様な連携手法を模索するものです。
	重要給水施設管路を優先し、施設の更新時には、耐震化を配慮した施
<ul><li>災害対策について</li></ul>	設計画とします。
・火音刈水にういし	長期停電時に安定給水のために、非常用発電装置が設置されていない
	配水ポンプ場に非常用発電装置を整備します。

### ② 財源についての検討状況等

(a) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(	C -> 100 h 1 1 1/1 1/1
料金	今後計画している更新計画に向け財政状況を見極め、健全な水道資産を維持するとともに、健全経営を目指します。ただし将来にわたり、更新費用が嵩み、給水人口の減少により料金収入が落ち込むことから料金の値上げを検討する必要があります。
国庫補助金	更新事業は厚生労働省簡易水道事業の国庫補助金を活用し、財源を確保しま す。農業地帯は、営農用水事業により水道施設を整備し、国庫・道補助金を活 用します。
企業債	更新事業に伴い、企業債を活用し、財源確保に努めます。
その他	内部留保資金の活用と、繰り出し基準に基づき、資金確保を計画します。

### ③ 投資以外の経費についての検討状況

O TARROLL A COMPANIE					
• 委託料	浄水場・ポンプ場運転管理、検針業務、水質検査を外部委託にて実施してい				
- 安癿付	ていますが、更なる業務委託の可能性を検討します。				
	機械、電気・計装設備の定期的な保守点検により、長寿命化を図るとともに、				
· 修繕費	修繕費の軽減に努めます。				
・ 修 ल 負	管路更新は、口径 75 ㎜以下の更新費用を抑制し、修繕により対応すること				
	で計画しているため、将来は修繕費の上昇が見込まれます。				
	水源から主配水池の大谷配水池までは自然流下で給水をしています。起伏に				
・動力費	富んでいるため、9ヶ所の送配水ポンプ圧送により給水しており、施設の統廃				
	合によりポンプ施設の軽減について検討します。				
• 職員給与費	町の給与制度に準じて設定し、適正な給与、適正な人員配置による運営を図				
・	ります。				
<ul><li>その他の取</li></ul>	町のホームページや広報誌に、財政・経営状況、水道事業としての取り組み				
り組み	等公表し、広く町民の理解を得るよう説明責任を果たします。				

# 6 経営戦略の事後検証

# 6.1 事後検証

今後更新事業の進展に伴い、5年毎に人口減少や地域のまちづくり、居住形態の変化に応じながら、図6に示すようなP(計画の策定)、D(事業の実施)、C(事業の評価)、A(事業の見直し)サイクルによる事業の見直し・改善を実施します。 図6 PDCAサイ



図 6 PDCA サイクルのイメージ図